



みなみんな



6月、10月は、いじめ防止啓発月間でした。児童会の動画や専門家による授業などの取り組みを通して、安心できる学校生活について考える機会を持つことができました。いじめのない瀬田南小学校にするために、今後も周りの大人（教職員、保護者、地域など）がアンテナ高く見守っていく必要があります。本号では、いじめとなる例を掲載します。ご家庭で話し合う際の参考にしてください。

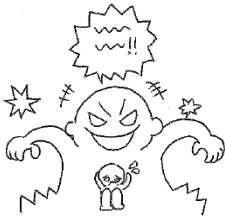
いじめとは・・・

「一定の人間関係がある者で行われた行為で、対象となった子どもが心身の苦痛を感じた行為」は、原則、全ていじめとなります。いたずらや喧嘩、トラブルなどの言葉が以前はよく使われていましたが、現在はそれらも「いじめ」として捉え、対応しています。

こんなこともいじめです！

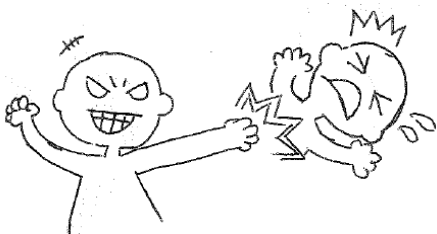
①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

悪口や身体的特徴を言うなどの相手を傷つけるものだけでなく「命にかかわることを言う」もいじめです



③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

相手が怪我をするような暴力行為はもちろん、ふざけて行うこともいじめです



⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする

落書きやランドセルを押す、ズボンずらしなどもこれに含まれます



②仲間外れ

無視、菌タッチなどもこれに含まれます



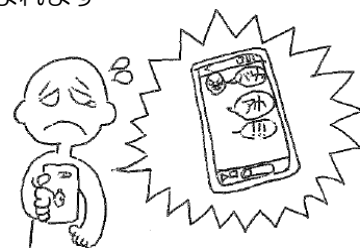
④金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

靴隠しや物隠しもこれに含まれます



⑥インターネットやSNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

オンラインゲームでのやりとりによる嫌がらせ等もこれに含まれます



強要や侮辱、傷害、恐喝、窃盗など、いじめの状況によっては、警察や関係機関と連携し、対応をしていきます。

インターネット上のいじめ防止にかかる啓発学習

10月11日(水) NIT情報技術推進ネットワーク株式会社代表取締役 篠原嘉一様に来ていただき、5, 6年生の児童を対象に、「スマホやSNSのトラブルから身を守るために～仕組みを知って被害を防ごう～」というテーマで授業をしていただきました。

インターネットを通じて、個人情報を守られないことがあるということをよく理解して使用することや見られて困ることは絶対に投稿してはいけないことなどをとてもわかりやすく教えてもらいました。

学習を通して、「できるけどやってはいけない」といった判断ができるようになることがとても大切なことだと児童一人ひとりが自分事として考えることができました。インターネットやSNSは、子どもたちの方がどんどん情報を吸収し、活用していきます。使い方を守ればとても便利なものです。保護者の方は、子どもの安全のためにスマホを持たされていることもあると思います。安全を守るための物で、大切な子どもたちの人権が傷つかないように、大人も引き続き、子どもたちに伝え続けなければならないと感じました。

～児童の感想～

・インターネットは自分が思っているよりも怖くて恐ろしい物だということが分かった。だけど、使い方をきっちりしたら大丈夫なので、これからも気を付けたい。

・私は携帯電話が欲しかったけれど、いじめ防止教室を終えてまだ持たなくて良いかなと思いました。

・知らないうちに知らない人に自分の顔がとられていたら怖い。インターネットで自分の人生を無駄にしたいと思った。

「みなみんな」9月29日発行号でもお伝えしましたが、本授業の様子を保護者の皆様にも、是非視聴していただきたいと思います。子どもたちがよく使うアプリの危険性など、具体的なお話が聞けます。

個別懇談会の期間、毎日、14時～ と 15時～ (45分間) 第1音楽室で放映します。ぜひ、足をお運びください。

～大津市・大津市教育委員会からのお知らせ～

【子どものこんな変化に注意してください】

いじめや友達との関係、学習のことなど、子どもが悩みを抱えていると、いつもと違う様子を表すことがあります。

- からだの調子 (食欲がない。頭痛、腹痛、吐き気など体調が悪い。寝つきが悪い)
- 表情や態度 (いつになくそわそわしている。イライラしている。学校に行くことを嫌がる等)
- 持ち物の様子 (おこづかいが早くなる。持ち物がよくなってたり、汚れている。携帯に敏感に反応する・逆に全く見なくなる等)

★もし気になることがあったら、子どもを問いつめずに「あなたのことを大切に思っているよ」というメッセージが伝わるように話を聴いたり、担任や子ども支援コーディネーター等にご相談ください★